

神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカーションプログラム
実施支援助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカーションプログラム実施支援助成金」（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） インセンティブツアー

企業・団体等の成績優秀者などに対し表彰や報奨を目的として、特別な付加価値のある体験を優待又は招待をする旅行をいう。

（2） エクスカーションプログラム

国際会議や展示会等のイベント参加者を対象に開催される、主に学習や研究のための視察旅行のことを指し、参加者が訪れた場所で、教育的活動をとまなう旅行をいう。現地の自然や歴史、文化などの体験を通じて、理解を深めていく「付加価値のある体験」や「文化鑑賞」も含む。

（目的）

第3条 神奈川県内で実施される訪日インセンティブツアー及びエクスカーションプログラムを対象に、実施経費の一部助成を行うことで、県内の魅力を訪日客へ広め、今後の来訪者数増加を図ると共に、観光消費額の向上を促進する。

（助成対象事業者）

第4条 助成対象事業者は、次のとおりとする。

日本国内の旅行業若しくは旅行サービス手配業の登録番号を持つ者のうち、訪日インセンティブツアー又はエクスカーションプログラムを実施する日本国内に法人格を持つ事業者

（助成対象事業）

第5条 助成対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）（以下「当協会」という。）が指定するコンテンツを含めた訪日インセンティブツアーやエクスカーションプログラムであって、県内での宿泊を伴うこと
- （2） 参加者の中に訪日外国人が1人以上含まれていること
- （3） 訪日インセンティブツアーについては、受注型企画旅行又は手配旅行であること
- （4） 申請日の1か月後から令和8年3月31日までの間に(1)を実施する事業であること
（ただし令和7年4月実施の事業で、事務局が承認するものは1か月以内の申請を認める）

(助成対象とならない事業)

第6条 次の事項に該当する事業は助成対象としない。

- (1) 神奈川県からその他の助成金や補助金の交付を受けている又は受ける予定の事業
- (2) 宗教活動及び政治的活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 暴力団等に関係があるもの

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が交付決定通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）に含まれる場合には、助成対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 代表者又は役員の中に前号イに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(事務局)

第7条 助成対象事業者の申込申請、審査、助成金の交付など、本事業に係る手続きは、神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金事務局（公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO））（以下「事務局」という。）が行うこととする。

(助成金額等)

第8条 助成金額は、事務局が定める本助成金予算の範囲内とし、第5条の規定により交付対象となる要件を満たす助成対象事業の実施に伴う経費に対し、添乗員やガイド等を除くツアー参加者1人あたり10,000円を上限とする。ただし、各ツアーにつき200万円を助成金額の上限とする。

(申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、申請を行う助成対象事業の実施初日の原則1か月前までに、事務局宛てに『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金申請書（申請フォーム入力・送信）』を提出しなければならない。申請に際しては、以下に定める書類等を提出すること。

- (1) 旅行業登録票の写しまたは旅行サービス手配業登録票の写し
- (2) ツアー行程やプログラムが分かる書類、または旅客に対して案内（募集）している書面（任意様式）
- (3) 旅行を主催する企業・団体等の名称または大会名が記載されている書類の写し
- (4) その他、事務局が必要と認める書類

（交付の決定）

第 10 条 当協会会長（以下「会長」という。）は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容及び提出書類を審査した上で助成金の交付を決定したときは、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金交付決定通知書（第 2 号様式）』により通知するものとする。

2 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、不交付を決定したときは、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金不交付決定通知書』（第 3 号様式）により通知するものとする。また、不交付を決定した場合、いかなる理由も公表しないこととする。

（協会への協力）

第 11 条 助成事業者は、助成対象事業に関して当協会より事業協力の申し出又は取材協力の申し出があった場合は、協力するよう努めること。

（申請事項の変更、廃止）

第 12 条 助成事業者が、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金交付決定通知書』を受領後に申請内容を変更し、又は助成対象事業を廃止しようとするときは、助成対象事業の実施初日の 1 週間前までに『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金事業変更届出書（第 4 号様式）』又は『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金事業廃止届出書（第 5 号様式）』に変更又は廃止の理由を記載し、事務局宛てに提出しなければならない。

（申請の取り下げができる期間）

第 13 条 申請の取り下げができる期間は、交付決定の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第 14 条 助成事業者は、助成対象事業の実施後、原則 2 週間以内に、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金実績報告書（報告フォーム入力・送信）』（以下「報告書」という。）を、事務局宛てに提出しなければならない。報告書の提出に際しては、以下に定める書類等を提出すること。

- （1） 助成金請求書兼口座振込依頼書（第 7 号様式）
- （2） 宿泊施設等が発行する宿泊証明書の写し等、助成金対象者全員が宿泊したことを客観的に証明する書類
- （3） 助成金利用に関するアンケート

（助成金の額の確定及び支払）

第 15 条 会長は、前条の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき

は、交付すべき助成金の額を確定する。

- 2 事務局は、前項の規定により確定した額が交付決定額と相違する場合には、『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金確定通知書（第8号様式）』により確定額を通知するものとする。
- 3 助成額は『神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金交付決定通知書（第2号様式）』で提示した助成予定額を超えて交付しない。
- 4 会長は、第1項の額の確定を行った後、精算交付を行うものとする。

（決定の取消し等）

第16条 会長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく事務局の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 助成事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

（助成金の返還）

第17条 助成事業者は、前条の規定による処分に関し、助成金の返還を命ぜられたときは、当協会に納付しなければならない。

（書類の整備等）

第18条 助成事業者は、助成金利用に係る書類の写しを整備し、交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（調査、報告）

第19条 事務局はこの要綱に定める手続きの適正を期するため、必要があると認めた場合は、助成事業者に対して助成対象事業に関する状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。